

第2部 文化芸術を取り巻く状況の変化

現行計画	
冒頭	<p>本県では、県民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、我が国初の公立音楽専用ホールである県立音楽堂や県民ホールなどを整備し、文化芸術の鑑賞機会を提供してきました。また、県内最大規模の公募展である神奈川県美術展や本県の文化向上に尽力した功績顕著な方を顕彰する神奈川文化賞、県域で様々な文化芸術活動を行う団体への支援などの文化事業を推進し、県民の文化芸術活動の充実にも努めてきました。</p> <p>当初計画期間（2009年度から2013年度）中の県の取組としては、新たに「モノをつくる」（芸術の創造）、「人をつくる」（人材の育成）、「まちをつくる」（賑わいの創出）の3つの「つくる」をテーマとする創造型劇場である神奈川芸術劇場（K A A T）を開設して活動を始めており、また、文化芸術は、それ自体の価値とともに経済波及効果など広範囲な価値を持つことに着目されている中、文化芸術によるまちの賑わいづくりの推進に向けて、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー（以下「マグカル」という。）の事業を開始するなど、先進的な取組を始めました。</p> <p>前計画期間（2014年度から2018年度）中の県の取組としては、マグカルの中県展開やパフォーミングアーツ人材の育成を図り、情報発信としてマグカル・ドット・ネットの充実やイベントカレンダーの創刊など、重点施策に沿った取組を推進してまいりました。</p> <p>また、県民ホールや音楽堂、歴史博物館などの大規模改修を行い、老朽化した県立文化施設の機能の維持を図るとともに、より魅力的な公演や展覧会等を実施できるよう、文化芸術の振興を推進するための環境整備を行いました。</p> <p>文化芸術の周辺状況については、この期間中に様々な動きがありましたが、計画改定に当たって留意すべきものとして、次のとおり整理します。</p>
1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）が開催されることを踏まえ、地域の魅力の掘り起こしや再評価、また、文化プログラムを通じて構築された関係団体とのネットワークやノウハウをオリパラ後も生かし、文化芸術活動や地域の継続的な活性化につなげていくことが重要です。</p>
2 県内の人口減少	<p>県内5つの地域政策圏ごとに見た場合、既に人口減少が始まっている地域もある一方で、2028年頃をピークに減少へ転じると予想される地域もあります。また、本県の合計特殊出生率は人口が 安定的に維持される水準を大幅に下回っており、人口減少社会の到来が見込まれる中、地域の伝統的な文化芸術が失われないよう保存、継承、活用の取組と文化芸術の振興を推進するための環境整備の取組が、引き続き求められています。</p>
3 県内の高齢化	<p>本県においても、今後、高齢化が進み、2040年には県民の3人に1人が高齢者となると予測されています。また、平均寿命が延び、人生100歳時代を迎える中で、高齢者をはじめ、あらゆる人が文化芸術活動の充実を図れるような取組が求められています。</p>
4 文化芸術振興基本法の一部改正	<p>2017（平成29）年6月に文化芸術振興基本法が一部改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むこととされ、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされ、法律の名称が文化芸術基本法に変更されました。</p>
5 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正	<p>2018（平成30）年6月に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、教育委員会が所管する文化財保護の事務を、条例により地方公共団体の長が担当できるようになりました。</p>
6 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定	<p>2018（平成30）年6月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立し、地方公共団体は、「障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」こととなりました。</p>
7 インバウンドの増加	<p>本県への訪日外国人旅行者数は増加傾向にあり、2017（平成29）年には244万人に達しています。そこで、その経済効果を取り込み、波及させていくために、 県の自然・文化・歴史・食等に関する観光資源の発掘・磨き上げを行うとともに、魅力的な旅行先としての認知度の向上に努めることが必要となっています。</p>
8 SDGsの動き	<p>2015（平成27）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標の下に、更に細分化された169のターゲット（持続可能な開発目標＝SDGs）が設定され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされたことから、今後の文化芸術施策にもSDGsの視点も踏まえて検証します。</p>
9 文化交流を通じた東アジア諸国との連携の必要性	<p>本県では東アジア諸国の外国籍県民も多く、従来から本県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の3地域が相互に友好提携を結び、多文化理解の推進、神奈川の特徴を生かした国際交流の推進に取り組んできました。国境を越えた物資や人の移動がより一層活発化している中で、東アジア諸国との文化交流を通じた連携がより一層求められています。</p>



2024年度改定計画(案)		資料3-1
冒頭	<p>本県では、県民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、我が国初の公立音楽専用ホールである県立音楽堂や県民ホールなどを整備し、文化芸術の鑑賞機会を提供してきました。また、県内最大規模の公募展である神奈川県美術展や本県の文化向上に尽力した功績顕著な方を顕彰する神奈川文化賞、県域で様々な文化芸術活動を行う団体への支援などの文化事業を推進し、県民の文化芸術活動の充実にも努めてきました。</p> <p>当初計画期間（2009年度から2013年度）中の県の取組としては、新たに「モノをつくる」（芸術の創造）、「人をつくる」（人材の育成）、「まちをつくる」（賑わいの創出）の3つの「つくる」をテーマとする創造型劇場である神奈川芸術劇場（K A A T）を開設して活動を始めており、また、文化芸術は、それ自体の価値とともに経済波及効果など広範囲な価値を持つことに着目されている中、文化芸術によるまちの賑わいづくりの推進に向けて、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー（以下「マグカル」という。）の事業を開始するなど、先進的な取組を始めました。</p> <p>2014年度から2018年度計画期間中の県の取組としては、マグカルの中県展開やパフォーミングアーツ人材の育成、情報発信としてマグカル・ドット・ネットの充実やイベントカレンダーの創刊など、2019年度から2023年度計画期間中の県の取組としては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の機会を捉え実施した東京2020 NIPPON フェスティバルや、東京2020大会を契機に開始した、神奈川文化プログラム認証制度等による、国内外に向けた本県の文化芸術の魅力の発信、コロナ禍におけるアーティストや文化芸術団体の活動の継続、県民が文化芸術に触れる機会を確保するため、オンライン上での場の提供や、文化芸術活動の再開に当たり新たに必要となった感染症拡大防止対策に係る経費への補助を実施してまいりました。</p> <p>また、これまでに県民ホールや音楽堂、歴史博物館などの大規模改修を行い、老朽化した県立文化施設の機能の維持を図るとともに、より魅力的な公演や展覧会等を実施できるよう、文化芸術の振興を推進するための環境整備を行いました。</p> <p>文化芸術の周辺状況については、この期間中に様々な動きがありましたが、計画改定に当たって留意すべきものとして、次のとおり整理します。</p>	
1 東京2020大会後のレガシーの創出	<p>東京2020大会の機会を捉え、官民一体となってオール神奈川で盛り上げてきた文化プログラムや文化芸術振興の取組をレガシーとして継承し、地域の活性化につなげていくことが重要です。</p>	
2 新型コロナウイルス感染症による影響	<p>新型コロナウイルス感染症により、多くの文化芸術に係るイベント等が中止又は延期となり、大きな影響を受けました。訪日外国人旅行者数は、2019年の3188万人から2021年には24万人にまで減少し、インバウンドによる経済効果も激減しました。このような状況下においても動画配信の活用や感染防止対策を徹底するなど、「新しい生活様式※」のもとで文化芸術の事業継続に取り組みました。コロナ禍で大きく活動の制限を受けた文化芸術の一層の推進を図り、共生創社会の実現など本県が推進する重点施策を文化芸術の面から後押しするため、民間の文化芸術活動の取組を推進する必要があります。</p>	
3 県内の人口減少・高齢化	<p>本県の合計特殊出生率は人口が安定的に維持される水準を大幅に下回っており、2021年中の県人口は統計以来初めて減少を記録するなど、まさに人口減少社会が到来した状況です。また、高齢化が進み、2040年には県民の3人に1人が高齢者となると予測されています。地域の伝統文化が失われないよう保存、継承、活用の取組を進めるとともに高齢者をはじめ、あらゆる世代の人が文化芸術活動の充実を図れるような取組が、引き続き求められています。</p>	
4 文化芸術推進基本計画第2期(2023年度～2027年度)の策定	<p>(文化芸術基本法の規定に基づき策定された同計画の第2期（2023年度～2027年度）の内容が決定され次第概要を記載する予定)</p>	
5 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例(仮)の制定	<p>津久井やまゆり園事件を契機として、障がい当事者の目線の支援を行うことが重要であるとの考えから、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例(仮)の制定に向け検討を始めました。条例案の中で、知事は、基本的な計画を定めることとされ、基本的な計画に定める施策の中に「障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策」が位置付けられました。</p>	
6 文化観光推進法の制定及び博物館法の改正	<p>文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）」が2020（令和2）年4月に制定されました。文化施設が、地域の観光関係事業者等と連携することにより、文化施設そのものの機能強化や地域一体となった取組を進めていくことが求められています。</p> <p>また、2022（令和4）年4月に博物館法が改正され、博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法に精神に基づくことが定められ、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力に向上に取り組むことが博物館の努力義務とされました。</p>	
7 文化庁活動の地域移行を契機とした地域の文化芸術環境の充実	<p>少子化の進行や学校の働き改革が進む中で、指導は教員が担うという学校の部活動の継続が困難になってきており、休日の部活動の段階的な地域移行についての検討が国において進められています。文化庁活動の地域移行を進めるためには、今後、地域全体で子どもたちの多様な文化芸術の体験機会を確保していく必要があります。また、これを契機として、子どもにとどまらず多様な世代が参加する地域の文化芸術環境の充実を図っていくことが重要です。</p>	